

公職選挙法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第三条関係）

○市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（抄）（附則第四条関係）

○大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）（抄）（附則第五条関係）



改 正 案	現 行
<p>（投票用紙に印刷する公職の候補者の氏名の順序の決定方法）</p> <p>第四十九条の四 記号式投票による選挙において、投票用紙に印刷する公職の候補者の氏名の順序は、<u>法第百七十五条第八項前段のくじ</u>で定める順序による。</p> <p>2 法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第五項から第七項までに規定する事由が生じた場合には、<u>前項の規定にかかわらず</u>、投票用紙に印刷する公職の候補者の氏名の順序は、<u>同条第五項又は第八項の期間が経過した後</u>、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会がくじで定める。</p> <p>3 前項のくじを行った後法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第六項又は第七項に規定する事由が生じた場合には、<u>前項のくじを改めて行うものとする</u>。ただし、同条第六項に規定する事由が第四十九条の二第一項ただし書の規定により定められた日に係る同条第三項各号に規定する日後に生じたとき、又は法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第七項に規定する事由が第四十九条の二第二項の規定により定められた日に係る同条第三項各号に規定する日後に生じたときは、前項のくじを改めて行わないものとする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>（投票用紙に印刷する公職の候補者の氏名の順序の決定方法）</p> <p>第四十九条の四 記号式投票による選挙において、投票用紙に印刷する公職の候補者の氏名の順序は、<u>法第百七十五条第六項前段のくじ</u>で定める順序による。</p> <p>2 法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第五項から第七項までに規定する事由が生じた場合には、<u>前項の規定にかかわらず</u>、投票用紙に印刷する公職の候補者の氏名の順序は、<u>同条第五項又は第八項の期間が経過した後</u>、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会がくじで定める。</p> <p>3 前項のくじを行った後法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第六項又は第七項に規定する事由が生じた場合は、<u>前項のくじを改めて行うものとする</u>。ただし、同条第六項に規定する事由が第四十九条の二第一項ただし書の規定により定められた日に係る同条第三項各号に規定する日後に生じたとき、又は法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第七項に規定する事由が第四十九条の二第二項の規定により定められた日に係る同条第三項各号に規定する日後に生じたときは、前項のくじを改めて行わないものとする。</p> <p>4 公職の候補者又はその代理人は、第二項のくじに立ち会うことができる。</p> <p>5 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、あらかじめ第二項のくじを行う場所及び日時を告示しなければならない。</p>

(指定船舶等に乘船している船員の不在者投票の特例)  
第五十九条の六 (略)

2  
5  
6 (略)

(指定船舶等に乘船している船員の不在者投票の特例)

第五十九条の六 船員は、指定船舶等に乗つて本邦以外の区域を航海しようとする場合には、当該指定船舶等の船長（当該船長が第五十五条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、当該船長の職務を代理すべき者）で同条第六項に規定する不在者投票管理者となるべきもの（以下この章において「船長」という。）に対し、選挙人名簿登録証明書を添えて、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該指定船舶等の航海の期間中にかかる場合において当該指定船舶等内で法第四十九条第七項の規定による投票をしようとする旨の申出をすることができる。

2 前項の申出を受けた船長は、当該船員が当該指定船舶等に乗つて本邦以外の区域を航海しようとする者であると認める場合には、自ら又はその代理人によつて、法第四十九条第七項に規定する総務省令で指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の選挙管理委員会の委員長に対し、郵便等によることなく、当該指定船舶等の名称及び当該指定船舶等内に設置された同項の送信に用いるファクシミリ装置（第九項において「投票送信用ファクシミリ装置」という。）を識別するための番号を記載した文書で、当該船員の選挙人名簿登録証明書を提示して、同条第七項の規定による投票に用いるべき投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求しなければならない。

3 前項の投票送信用紙は、公職の候補者一人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一

の参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称。第九項及び第五十九条の六の三第七項において同じ。）を記載する部分（以下この章において「投票記載部分」という。）とその他の事項を記載する部分（以下この章において「必要事項記載部分」という。）とが明確に区分されたものでなければならない。

4 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第二項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求を受けた場合には、直ちに、投票送信用紙の必要事項記載部分にその市町村名、交付の年月日及び選挙の種類、当該船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名並びに法第四十九条第七項の規定による投票に係る請求である旨を記入し、当該請求をした船長又はその代理人の面前においてその投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を保管箱又は保管用封筒に入れ、これに封をして交付しなければならない。この場合において、当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、保管箱又は保管用封筒にはその市町村名、選挙の種類及び指定船舶等の航海予定期間並びに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を交付した枚数並びにこれらを交付した年月日を表示し、船員の選挙人名簿登録証明書には選挙の種類及びその市町村名並びに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を船長又はその代理人に交付した旨を記入しなければならない。

5 船長の代理人が前項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付を受けた場合には、当該代理人は、直ちにこれを船長に引き渡さなければならない。

6 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第十二項に規定するファクシミリ装置（以下この項及び第十四項において「投票受信用ファクシミリ装置」という。）を設置した場合には、速やかに当該投票受信用ファクシミリ装置を用いて行う通信に使用すべき電気通信番号を前二項の規

7 第四項又は第五項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた船長は、当該指定船舶等の航海の期間中に、衆議院議員の総選挙若しくは参議院議員の通常選挙の期日の公示があつたこと又は当該選挙の公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名（同項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位）を知つた場合には、直ちにこれらを船員に対して知らせるように努めなければならない。

8  
8  
17 (略)

定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた船長に通知しなければならない。

7 第四項又は第五項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた船長は、当該指定船舶等の航海の期間中に、衆議院議員の総選挙若しくは参議院議員の通常選挙の期日の公示があつたこと又は当該選挙の公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名

8  
8  
17 (略)

8 第四項又は第五項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた船長は、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該指定船舶等の航海の期間中にかかる場合において、第一項の規定による申出をした船員で当該選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものから、当該選挙の期日の公示があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間に、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求を受けたときは、当該船員が第五十三条又は第五十四条の規定により当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付を受けたとき、並びに第五十九条の六の三第三項又は第四項の規定により当該選挙の投票

送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付又は引渡しを受けたときを除くほか、直ちに、投票送信用紙の必要事項記載部分に当該指定船舶等の名称及び交付の年月日を記載し、並びに投票送信用紙の必要事項記載部分に署名し、更に第十一項において準用する第五十六条第三項の規定により投票に立ち会う者に投票送信用紙の必要事項記載部分に署名させ、当該投票送信用紙を投票送信用紙用封筒とともに当該船員に交付するとともに、第六項の規定により通知を受けた電気通信番号を当該船員に知らせなければならない。この場合において、船長は、当該船員にその選挙人名簿登録証明書を提示させ、これに当該選挙の期日並びに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を船員に交付した旨を記入しなければならない。

9 前項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、不在者投票管理者である船長の管理する場所において、自ら、投票送信用紙の必要事項記載部分にその氏名、住所、選挙人名簿登録証明書の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下この項及び第五十九条の六の三において同じ。）である場合には、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに自衛隊員である旨とし、当該船員が実習生である場合には、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに実習生である旨とする。）を、投票送信用紙の投票記載部分に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を、それぞれ記載し、これを第四項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒を交付した指定市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、投票送信用フアクシミリ装置を用いて送信しなければならない。

10 前項の規定により送信をした船員は、直ちに、自ら、当該投票送信用

紙の投票記載部分と必要事項記載部分とを切り離し、当該投票記載部分を投票送信用紙用封筒に入れて封をし、当該必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付け、これを不在者投票管理者である船長に提出しなければならない。

11 第三十二条及び第五十六条第三項から第五項までの規定は、法第四十九条第七項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

12 第九項の規定により送信された投票を受信するために指定市町村の選挙管理委員会が設置するファクシミリ装置及びその管理の方法は、総務大臣が定める技術的基準に適合したものでなければならぬ。

13 第九項の規定により送信された投票を受信した用紙は、当該用紙のうち投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を直接外部から見ることでできないような覆いが設けられているものでなければならない。

14 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第九項の規定により送信された投票を投票受信用ファクシミリ装置により受信した場合には、当該受信した用紙を投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分と投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分とに切り離し、投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を投票用封筒に入れて封をし、投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分を当該投票用封筒の表面に貼り付け、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちにこれを当該船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもつて送付しなければならない。

15 第四項又は第五項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒



を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた船長は、投票送信用紙等受渡簿を備え、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の受渡しの明細その他必要と認める事項を記載するとともに、当該指定船舶等が航海を終了して本邦の港に帰った場合又は当該指定船舶等の船員で第一項の規定による申出をしたものが全て本邦に帰った場合には、速やかにその投票送信用紙等受渡簿、第十項の規定により提出を受けた投票送信用紙用封筒及び保管箱又は保管用封筒を当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。この場合において、船長は、第一項の規定による申出をした船員に交付しなかつた投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒があるときは、当該投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を併せて送致するとともに、当該船員の選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

16 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により船員の選挙人名簿登録証明書の提示を受けた場合には、当該選挙人名簿登録証明書に投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の送致を受けた旨を記入しなければならない。

17 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第十五項前段の規定により投票送信用紙用封筒の送致を受けた場合には、当該投票送信用紙用封筒をその表面に表示された船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもつて送付しなければならない。

(公職の候補者等に関する通知)

第九十二条 (略)

(公職の候補者等に関する通知)

第九十二条 衆議院小選挙区選出議員の選挙において、選挙長は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項を、直ちに市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、市の選挙管理委員会を経

て区の選挙管理委員会）及び数市町村合同開票区の開票管理者並びに第一号又は第二号へに掲げる場合にあつては候補者の住所地の市町村の長及び選挙管理委員会（指定都市においては、区の長及び選挙管理委員会）に通知しなければならない。

一 法第八十六条第一項から第三項まで又は第八項の規定による届出があつた場合 当該候補者の氏名（第八十八条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による認定をしたときは、その認定をした通称を含む。）、本籍、住所、生年月日及び職業並びに候補者届出政党の届出に係る候補者にあつては当該候補者届出政党の名称、候補者届出政党の届出に係る候補者以外の候補者にあつては当該候補者の所属する政党その他の政治団体（法第八十六条第七項の規定により当該候補者が所属する旨の記載があつた政党その他の政治団体をいう。）の名称

二 次に掲げる場合 その旨

イ 候補者が死亡したことを知つた場合

ロ 法第八十六条第九項の規定により候補者の届出を却下した場合

ハ 法第八十六条第十一項の規定により候補者の届出が取り下げられた場合

ニ 法第八十六条第十二項の規定により候補者がその候補者たることを辞した場合

ホ 法第九十一条第一項若しくは第百三条第四項の規定により候補者の届出が取り下げられたものとみなされたこと又は法第九十一条第二項若しくは第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされたことを知つた場合

ヘ 法第八十六条第一項から第三項までの文書の記載事項で候補者に係るものについて第八十八条第十一項の規定による届出があつた場

合

2 衆議院小選挙区選出議員の選挙において、市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区の選挙管理委員会）は、当該選挙長から前項の規定による通知（候補者の住所地の市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区の選挙管理委員会）に対する通知を除く。）を受けた場合には、直ちにその旨を投票管理者及び開票管理者（数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票管理者を除く。）に通知しなければならない。

3 衆議院小選挙区選出議員の選挙において、指定都市の選挙管理委員会（は、当該選挙長から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。）

4 衆議院小選挙区選出議員の選挙において、候補者の住所地の市町村の長（指定都市においては、区の長）は、当該候補者が死亡したことを知った場合には、直ちにその旨を当該選挙長に通知しなければならない。

5 衆議院小選挙区選出議員の選挙において、候補者の住所地の市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区の選挙管理委員会）は、当該候補者につき法第十一条第三項（政治資金規正法第二十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を当該選挙長に通知しなければならない。

6 衆議院比例代表選出議員の選挙において、選挙長は、次の各号に掲げる場合に該当するときは当該各号に定める事項を、直ちに当該選挙区の区域内の都道府県の選挙管理委員会並びに第一号又は第二号二に掲げる場合にあつては衆議院名簿登載者の住所地の市町村の長及び選挙管理委員会（指定都市においては、区の長及び選挙管理委員会）に通知しなければならない。

一 法第八十六条の二第一項又は第九項の規定による届出があつた場合

6 衆議院比例代表選出議員の選挙において、選挙長は、次の各号に掲げる場合に該当するときは当該各号に定める事項を、直ちに当該選挙区の区域内の都道府県の選挙管理委員会並びに第一号又は第二号二に掲げる場合にあつては衆議院名簿登載者の住所地の市町村の長及び選挙管理委員会（指定都市においては、区の長及び選挙管理委員会）に通知しなければならない。

一 法第八十六条の二第一項又は第九項の規定による届出があつた場合

当該衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、本部の所在地並びに代表者の氏名並びに当該衆議院名簿登載者の氏名（第八十八条の三第七項の規定による認定をしたときは、その認定をした通称を含む。）

、本籍、住所、生年月日及び職業並びに当選人となるべき順位

二 (略)

7・8 (略)

9 第二項から第七項までの規定は、参議院比例代表選出議員の選挙につ

当該衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、本部の所在地並びに代表者の氏名並びに当該衆議院名簿登載者の氏名（第八十八条の三第七項の規定による認定をした場合には、その認定をした通称を含む。）

、本籍、住所、生年月日及び職業

二 次に掲げる場合 その旨

イ 法第八十六条の二第七項の規定により衆議院名簿登載者に係る記載を抹消した場合

ロ 法第八十六条の二第十項の規定により衆議院名簿が取り下げられた場合

ハ 法第八十六条の二第十一項の規定により同条第一項の規定による届出を却下した場合又は同条第十二項の規定により同条第九項の規定による届出を却下した場合

ニ 衆議院名簿又は法第八十六条の二第二項第一号の文書の記載事項で衆議院名簿登載者に係るものについて第八十八条の三第九項の規定による届出があつた場合

7 衆議院比例代表選出議員の選挙において、都道府県の選挙管理委員会  
は、当該選挙長から前項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を選挙分会長及び市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会）並びに数市町村合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

8 第二項から第五項までの規定は、衆議院比例代表選出議員の選挙について準用する。この場合において、第二項中「当該選挙長」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と、「前項」とあるのは「第七項」と、「都道府県の選挙管理委員会」と、「第三項中「当該選挙長」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と、「第一項」とあるのは「第七項」と読み替えるものとする。

9 第二項から第七項までの規定は、参議院比例代表選出議員の選挙につ

いて準用する。この場合において、第二項中「当該選挙長」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と、「前項」とあるのは「第七項」と、第三項中「当該選挙長」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と、「第一項」とあるのは「第七項」と、第六項中「当該選挙区の区域内の都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と、同項第一号中「第八十六条の二第一項又は第九項」とあるのは「第八十六条の三第一項又は同条第二項において準用する法第八十六条の二第九項」と、「第八十八条の三第七項」とあるのは「第八十八条の五第七項において準用する第八十八条の三第七項」と、「並びに当選人となるべき順位」とあるのは「(法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名(第八十八条の五第七項において準用する第八十八条の三第七項の規定による認定をしたときは、その認定をした通称を含む。)、本籍、住所、生年月日及び職業並びに当選人となるべき順位)」と、同項第二号イ中「第八十六条の二第七項」とあるのは「第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第七項」と、同号ロ中「第八十六条の二第十項」とあるのは「第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第十項」と、同号ハ中「第八十六条の二第十一項」とあるのは「第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第十一項」と、「同条第十二項」とあるのは「同条第二項において準用する法第八十六条の二第十二項」と、「同条第九項」とあるのは「法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第九項」と、同号ニ中「第八十六条の二第二項第一号」とあるのは「第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第二項第一号」と、「第八十八条の三

いて準用する。この場合において、第二項中「当該選挙長」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と、「前項」とあるのは「第七項」と、第三項中「当該選挙長」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と、「第一項」とあるのは「第七項」と、第六項中「当該選挙区の区域内の都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と、同項第一号中「第八十六条の二第一項又は第九項」とあるのは「第八十六条の三第一項又は同条第二項において準用する法第八十六条の二第九項前段」と、「第八十八条の三第七項」とあるのは「第八十八条の五第七項において準用する第八十八条の三第七項」と

、  
同項第二号イ中「第八十六条の二第七項」とあるのは「第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第七項」と、同号ロ中「第八十六条の二第十項」とあるのは「第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第十項」と、同号ハ中「第八十六条の二第十一項」とあるのは「第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第十一項」と、「同条第十二項」とあるのは「法第八十六条の三第一項」と、「同条第十二項」とあるのは「同条第二項において準用する法第八十六条の二第十二項」と、「同条第九項」とあるのは「法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第九項前段」と、同号ニ中「第八十六条の二第二項第一号」とあるのは「第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第二項第一号」と、「第八十八条の三

第九項」とあるのは「第八十八条の五第八項」と読み替えるものとする。

第九項」とあるのは「第八十八条の五第八項」と読み替えるものとする。

10 第一項から第五項まで及び第七項の規定は、参議院合同選挙区選挙について準用する。この場合において、第一項中「市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会）及び数市町村合同開票区の開票管理者」とあるのは「当該参議院合同選挙区選挙の選挙区の区域内の合同選挙区都道府県の選挙管理委員会」と、同項第一号中「第八十六条第一項から第三項まで又は第八項」とあるのは「第八十六条の四第一項、第二項又は第五項」と、「第八十八条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第八十九条第五項において準用する第八十八条第八項」と、「第八十六条第七項」とあるのは「第八十六条の四第三項」と、「」の名称」とあるのは「」の名称（第八十九条第四項の規定による略称の記載がある場合には、当該略称を含む。）」と、同項第二号中「第八十六条第九項」とあるのは「第八十六条の四第九項」と、同号二中「第八十六条第十二項」とあるのは「第八十六条の四第十項」と、同号へ中「第八十六条第一項から第三項まで」とあるのは「第八十六条の四第一項又は第二項」と、「第八十八条第十一項」とあるのは「第八十九条第六項」と、第二項中「当該選挙長」とあるのは「合同選挙区都道府県の選挙管理委員会」と、「前項」とあるのは「第七項」と、第三項中「当該選挙長」とあるのは「合同選挙区都道府県の選挙管理委員会」と、「第一項」とあるのは「第七項」と、第七項中「都道府県」とあるのは「合同選挙区都道府県」と、「前項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

11 第一項から第五項までの規定は、衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙及び参議院合同選挙区選挙以外の選挙について準用する。この場合において、第一項第一号中「第八十六条第一項から第三項まで又

(選挙事務所設置の届出の方法)

第百八条 法第百三十条第二項の規定による選挙事務所の設置の届出は、

選挙事務所の所在地及びその設置の年月日並びに設置者が公職の候補者

(衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に

行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のも

の及び参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登

載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となる

べき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記

載されているものを除く。)である場合には 当該公職の候補者の

氏名(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、当該公職の候補者た

る参議院名簿登載者の氏名及び当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿

届出政党等の名称)、設置者が推薦届出者である場合には 当該推

薦届出者の氏名及び当該推薦届出者が届け出た公職の候補者の氏名、設

置者が候補者届出政党である場合には 当該候補者届出政党の名称

は第八項」とあるのは「第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六  
項又は第八項」と、「第八十八条第八項(同条第九項において準用する第  
八十八条第八項)」とあるのは「第八十九条第五項において準用する第  
八十八条第八項」と、「第八十六条第七項」とあるのは「第八十六条の四  
第三項」と、「」の名称」とあるのは「」の名称(第八十九条第四項の  
規定による略称の記載がある場合には、当該略称を含む。)」と、同項  
第二号口中「第八十六条第九項」とあるのは「第八十六条の四第九項」  
と、同号二中「第八十六条第十二項」とあるのは「第八十六条の四第十  
項」と、同号へ中「第八十六条第一項から第三項まで」とあるのは「第  
八十六条の四第一項又は第二項」と、「第八十八条第十一項」とあるの  
は「第八十九条第六項」と読み替えるものとする。

(選挙事務所設置の届出の方法)

第百八条 法第百三十条第二項の規定による選挙事務所の設置の届出は、

選挙事務所の所在地及びその設置の年月日並びに設置者が公職の候補者

である場合においては当該公職の候補者の

氏名(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、当該公職の候補者た

る参議院名簿登載者の氏名及び当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿

届出政党等の名称)、設置者が推薦届出者である場合には当該推

薦届出者の氏名及び 公職の候補者の氏名、設

置者が候補者届出政党である場合においては当該候補者届出政党の名称

、設置者が衆議院名簿届出政党等である場合には、当該衆議院名簿届出政党等の名称、設置者が参議院名簿届出政党等である場合には、当該参議院名簿届出政党等の名称を記載した文書でしなくてはならない。

2 推薦届出者が選挙事務所を設置した場合における前項の文書には、その設置について当該推薦届出者が届け出た公職の候補者の承諾を得たことを証明する書面を添えなければならない。この場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する書面を添えなければならない。

3 (略)

(自動車の使用の公営)

第九九条の四 法第四十一条第七項の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者(次項)において「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)その他の者(次項第二号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において法第四十一条第一項の自動車(次項及び第三項において「選挙運動用自動車」という。)の使用に關し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項第二号口において同じ。)に届け出なければならない。

、設置者が衆議院名簿届出政党等である場合には、当該衆議院名簿届出政党等の名称、設置者が参議院名簿届出政党等である場合には、当該参議院名簿届出政党等の名称を記載した文書でしなくてはならない。

2 推薦届出者が選挙事務所を設置した場合における前項の文書には、その設置について 公職の候補者の承諾を得たことを証明する書面を添えなければならない。この場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する書面を添えなければならない。

3 法第三十条第二項後段の規定による選挙事務所に異動があつた旨の届出は、前二項の規定の例によるものとする。

(自動車の使用の公営)

第九九条の四 法第四十一条第七項の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者(以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)その他の者(次項第二号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において法第四十一条第一項の自動車(以下この条において「選挙運動用自動車」という。)の使用に關し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項第二号口において同じ。)に届け出なければならない。



衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者

(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者  
で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき  
候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載さ  
れているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この  
条において「特定候補者」という。) が同項の契約に基づき当該契約の  
相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下この項に  
おいて「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金  
額のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に  
ついては、法第四百十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場  
合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙に  
あつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、  
当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗  
用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- 一 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下この  
項において「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用  
自動車(同一の日において一般運送契約により二台以上(参議院比例  
代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三台以上  
)の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該特定候補者)が指  
定するいずれか一台(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同  
選挙区選挙にあつては、いずれか二台)の選挙運動用自動車に限る。  
(のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日につい  
てその使用に対し支払うべき金額(当該金額が六万四千五百円を超え  
る場合には、六万四千五百円)の合計金額
- 二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる場合の  
区分に応じ、それぞれ次に定める金額

公職の候補者(

前項の規定による届出をした者に限る

(以下この項において「特定候補者」という。) が同項の契約に基づき当該契約の  
相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下この項に  
おいて「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金  
額のうち、次の各号に掲げる 区分に応じ当該各号に定める金額に  
ついては、法第四百十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場  
合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙に  
あつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、  
当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗  
用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- 一 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下この  
項において「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用  
自動車(同一の日において一般運送契約により二台以上(参議院比例  
代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三台以上  
)の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該公職の候補者が指  
定するいずれか一台(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同  
選挙区選挙にあつては、いずれか二台)の選挙運動用自動車に限る。  
(のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日につい  
てその使用に対し支払うべき金額(当該金額が六万四千五百円を超え  
る場合には、六万四千五百円)の合計金額
- 二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる  
区分に応じ、それぞれに 定める金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下このイにおいて「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により二台以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三台以上）の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該特定候補者が指定するいずれか一台（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二台）の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が一万五千八百円を超える場合には、一万五千八百円）の合計金額

ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前項の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千五百六十円に当該特定候補者につき法第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項若しくは第八十六条の四第一項、第二項若しくは第五項の規定による公職の候補者の届出又は法第八十六条の三第一項の規定による参議院名簿の届出（同条第二項において準用する法第八十六条の二第九項）の規定による届出に係る当該特定候補者については、当該届出）のあつた日から当該選挙の期日の前日（法第百条第一項又は第四項の規定により投票を行わないこととなつた場合には、同条第五項の規定による告示の日。第四項において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに

イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下このイにおいて「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により二台以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三台以上）の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか一台（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二台）の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が一万五千八百円を超える場合には、一万五千八百円）の合計金額

ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前項の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千五百六十円に当該公職の候補者につき法第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項若しくは第八十六条の四第一項、第二項若しくは第五項の規定による公職の候補者の届出又は法第八十六条の三第一項の規定による参議院名簿の届出（同条第二項において準用する法第八十六条の二第九項前段の規定による届出に係る候補者）については、当該届出）のあつた日から当該選挙の期日の前日（法第百条第一項又は第四項の規定により投票を行わないこととなつた場合には、同条第五項の規定による告示の日。第四項において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、総務省令で定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに

限る。)

ハ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において二人以上(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三人以上)の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該特定候補者が指定するいずれか一人(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二人)の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が一万二千五百円を超える場合には、一万二千五百円)の合計金額

3 前項の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同項第一号に定める契約と同項第二号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該特定候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同項の規定を適用する。

4 法第四十一条第七項に規定する政令で定める額は、特定候補者一人について、六万四千五百円(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、十二万九千円)に、当該特定候補者につき法第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項若しくは第八十六条の四第一項、第二項若しくは第五項の規定による公職の候補者の届出又は法第八十六条の三第一項の規定による参議院名簿の届出(同条第二項において準用する法第八十六条の二第九項)の規定による届出に係る当該特定候補者については、当該届出)のあつた日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。

5 (略)

限る。)

ハ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において二人以上(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三人以上)の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか一人(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二人)の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が一万二千五百円を超える場合には、一万二千五百円)の合計金額

3 前項の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同項第一号に定める契約と同項第二号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該公職の候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同項の規定を適用する。

4 法第四十一条第七項に規定する政令で定める額は、公職の候補者一人について、六万四千五百円(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、十二万九千円)に、その者につき法第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項若しくは第八十六条の四第一項、第二項若しくは第五項の規定による公職の候補者の届出又は法第八十六条の三第一項の規定による参議院名簿の届出(同条第二項において準用する法第八十六条の二第九項前段の規定による届出に係る候補者)については、当該届出)のあつた日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の支払の請求の手續その他法第百

(通常葉書の作成の公営)

第九十九条の七 法第四百四十二条第十項(同項の通常葉書(以下この条において「特定通常葉書」という。))の作成に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、通常葉書の作成を業とする者との間において特定通常葉書の作成に關し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に關する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項において同じ。)に届け出なければならない。

2

衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者(法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。))が前項の契約に基づき当該契約の相手方である通常葉書の作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定通常葉書の一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる場合に同じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額)に当該特定通常葉書の作成枚数(当該特定候補者を通じて、法第四百四十二条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に同じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に關する事務を管理する

四十一条第七項の規定の適用に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(通常葉書の作成の公営)

第九十九条の七 法第四百四十二条第十項(同項の通常葉書(以下この条において同じ。))の規定の適用を受けようとする者は、通常葉書の作成を業とする者との間において同項の通常葉書の作成に關し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に關する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項において同じ。)に届け出なければならない。

2

公職の候補者(

前項の規定による届出をした者に限る

。))が同項の契約に基づき当該契約の相手方である通常葉書の作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された同項に規定する通常葉書の一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に同じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該通常葉書の作成枚数(当該公職の候補者を通じて、法第四百四十二条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に同じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、当該選挙に關する事務を管理する

選挙管理委員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額については、同条第十項後段において準用する法第四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該通常葉書の作成を業とする者からの請求に基づき、当該通常葉書の作成を業とする者に対し支払う。

一 当該特定通常葉書の作成枚数が三万五千枚以下である場合 七円七十一銭

二 当該特定通常葉書の作成枚数が三万五千枚を超える場合 二十六万九千八百五十円と六円六十六銭にその三万五千枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該特定通常葉書の作成枚数で除して得た金額(一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。)

3 法第四十二条第十項に規定する政令で定める額は、特定候補者一人について、七円七十一銭に特定通常葉書の作成枚数(当該作成枚数が、同条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数) を乗じて得た金額とする。

4 (略)

(ビラの作成の公営)

第九十九条の八 前条の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。) が法第四十二条第

選挙管理委員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額については、同条第十項後段において準用する法第四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該通常葉書の作成を業とする者からの請求に基づき、当該通常葉書の作成を業とする者に対し支払う。

一 当該通常葉書の作成枚数が三万五千枚以下である場合 七円七十一銭

二 当該通常葉書の作成枚数が三万五千枚を超える場合 二十六万九千八百五十円と六円六十六銭にその三万五千枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該通常葉書の作成枚数で除して得た金額(一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。)

3 法第四十二条第十項に規定する政令で定める額は、公職の候補者一人について、七円七十一銭に同項の通常葉書の作成枚数(当該作成枚数が、同条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数) を乗じて得た金額とする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の支払の請求の手續その他法第四十二条第十項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(ビラの作成の公営)

第九十九条の八 前条の規定は、公職の候補者

が法第四十二条第

十項（同項のビラの作成に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項第一号中「三万五千枚」とあるのは「五万枚」と、「七円七十一銭」とあるのは「七円五十一銭」と、同項第二号中「三万五千枚」とあるのは「五万枚」と、「二十六万九千八百五十円と六円六十六銭」とあるのは「三十七万五千五百円と五円二銭」と、同条第三項中「七円七十一銭」とあるのは「七円五十一銭」と読み替えるものとする。

（演説会場の文書図画の掲示責任者の氏名等の記載）

第一百十条 法第四十三条第一項第四号のポスター、立札、ちようちん及び看板の類には、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならぬ。この場合において、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては当該候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の名称を、参議院名簿登載者（法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称を、併せて記載しなければならない。

（選挙事務所の立札及び看板の類の作成の公営）

第一百十条の二 法第四十三条第十四項（同条第一項第一号の立札及び看板の類（以下この条において「特定立札及び看板の類」という。）の作成に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、立札及び看板の類の作成を業とする者との間において特定立札及び看板の類の作成に関し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に関する事務を管理する

十項（同項のビラの作成に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項中「三万五千枚」とあるのは「五万枚」と、同項第一号中「七円七十一銭」とあるのは「七円五十一銭」と、同項第二号中「二十六万九千八百五十円と六円六十六銭」とあるのは「三十七万五千五百円と五円二銭」と、同条第三項中「七円七十一銭」とあるのは「七円五十一銭」と読み替えるものとする。

（演説会場の文書図画の掲示責任者の氏名等の記載）

第一百十条 法第四十三条第一項第四号のポスター、立札、ちようちん及び看板の類には、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならぬ。この場合において、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては当該候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の名称を、参議院名簿登載者

が使用するものにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称を、併せて記載しなければならない。

（選挙事務所の立札及び看板の類の作成の公営）

第一百十条の二 法第四十三条第十四項（同条第一項第一号の立札及び看板の類（以下この条において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、立札及び看板の類の作成を業とする者との間において同条第十四項の立札及び看板の類の作成に関し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に関する事務を管理する

選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項において同じ。）に届け出なければならぬ。

## 2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者

（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。）が前項の契約に基づき当該契約の相手方である立札及び看板の類の作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定立札及び看板の類

の 一当たりの作成単価（当該作成単価が五万四千九百十四円を超える場合には、五万四千九百十四円）に当該特定立札及び看板の類の作成数（当該特定候補者を通じて法第三百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額については、法第四百三十三条第十四項後段において準用する法第四百十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該立札及び看板の類の作成を業とする者からの請求に基づき、当該立札及び看板の類の作成を業とする者に対し支払う。

## 3 法第四百三十三条第十四項に規定する政令で定める額は、特定候補者

選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項において同じ。）に届け出なければならぬ。

## 2 公職の候補者（

前項の規定による届出をした者に限る

。 ）が同項の契約に基づき当該契約の相手方である立札及び看板の類の作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された同項に規定する立札及び看板の類の 一当たりの作成単価（当該作成単価が五万四千九百十四円を超える場合には、五万四千九百十四円）に当該立札及び看板の類の作成数（当該公職の候補者を通じて法第三百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額については、法第四百三十三条第十四項後段において準用する法第四百十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該立札及び看板の類の作成を業とする者からの請求に基づき、当該立札及び看板の類の作成を業とする者に対し支払う。

## 3 法第四百三十三条第十四項に規定する政令で定める額は、公職の候補者

一人について、五万四千九百十四円に特定立札及び看板の類の作成数（当該作成数が、法第三百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数を超える場合には、当該三を乗じて得た数）を乗じて得た金額とする。

4 (略)

(自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成の公営)

第一百条の三 前条の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が法第四百四十三条第十四項（同条第一項第二号の立札及び看板の類の作成に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項中「五万四千九百十四円」とあるのは「五万九千九百九十二円」と、「法第三百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「四以内（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八以内）」と、同条第三項中「五万四千九百十四円」とあるのは「五万九千九百九十二円」と、「法第三百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあり、及び「当該三を乗じて得た数」とあるのは「四（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八）」と読み替えるものとする。

一人について、五万四千九百十四円に同項の立札及び看板の類の作成数（当該作成数が、法第三百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数を超える場合には、当該三を乗じて得た数）を乗じて得た金額とする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の支払の請求の手續その他法第四百四十三条第十四項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成の公営)

第一百条の三 前条の規定は、公職の候補者  
が法第四百四十三条第十四項（同条第一項第二号の立札及び看板の類の作成に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項中「五万四千九百十四円」とあるのは「五万九千九百九十二円」と、「法第三百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「四以内（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八以内）」と、同条第三項中「五万四千九百十四円」とあるのは「五万九千九百九十二円」と、「法第三百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあり、及び「当該三を乗じて得た数」とあるのは「四（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八）」と読み替えるものとする。



(ポスターの作成の公営)

第十條の四 法第四百三十三條第十四項(同項のポスター)(以下この条において「特定ポスター」という。)の作成に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において特定ポスターの作成に關し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に關する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項において同じ。)に届け出なければならない。

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者

(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者(法第八十六條の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。))が前項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定ポスターの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に依り当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額)に当該特定ポスターの作成枚数(当該特定候補者を通じて、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては七万枚の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じ

(ポスターの作成の公営)

第十條の四 法第四百三十三條第十四項(同項のポスター)(以下この条において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において同項のポスターの作成に關し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に關する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項において同じ。)に届け出なければならない。

2 公職の候補者

前項の規定による届出をした者に限る。( )が同項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された同項に規定するポスターの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に依り当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該ポスターの作成枚数(当該公職の候補者を通じて、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては七万枚の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じ

て得た金額については、法第百四十三条第十四項後段において準用する法第百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に三十一万五百円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）。

イ・ロ (略)

二 (略)

3 法第百四十三条第十四項に規定する政令で定める額は、特定候補者一人について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合  
前項第一号に定める金額に特定ポスターの作成

枚数（当該作成枚数が当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数を超える場合には、当該二を乗じて得た数）を乗じて得た金額

二 参議院比例代表選出議員の選挙の場合 前項第二号に定める金額に

て得た金額については、法第百四十三条第十四項後段において準用する法第百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合次に掲げる 区分に応じ、それぞれに 定める金額に三十一万五百円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）。

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合  
五百二十五円六銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二  
十六万二千五百三十円と二十七円五十銭にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額

二 参議院比例代表選出議員の選挙の場合 三十六円

3 法第百四十三条第十四項に規定する政令で定める額は、公職の候補者一人について、次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合  
前項第一号に定める金額に法第百四十三条第十四項のポスターの作成

枚数（当該作成枚数が当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数を超える場合には、当該二を乗じて得た数）を乗じて得た金額

二 参議院比例代表選出議員の選挙の場合 前項第二号に定める金額に

特定ポスターの作成枚数（当該作成枚数が七万枚を超える場合には、七万枚）を乗じて得た金額

4 (略)

(個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営)

第二百二十五条の三 第一百十条の二の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における公職の候補者が法第六十四条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、第一百十条の二第二項中「五万四千九百十四円」とあるのは「三万九千七百二十五円」と、「法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「五以内（参議院合同選挙区選挙にあつては、十以内）」と、「第四百四十三条第十四項後段」とあるのは「第六十四条の二第六項後段」と、同条第三項中「五万四千九百十四円」とあるのは「三万九千七百二十五円」と、「法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあり、及び「当該三を乗じて得た数」とあるのは「五（参議院合同選挙区選挙にあつては、十）」と読み替えるものとする。

(再立候補の場合における選挙運動の特例)

第三百三十二条の十二 衆議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙において、公職の候補者たることを辞した者（公職の候補者たることを辞したものとみなされた者を含む。）が再び当該選挙の公職の候補者となつた場合、候補者届出政党の届出に係る候補者であつた者で、当該候補者届出

法第四百四十三条第十四項のポスターの作成枚数（当該作成枚数が七万枚を超える場合には、七万枚）を乗じて得た金額

4 前三項に定めるもののほか、第二項の支払の請求の手續その他法第四百四十三条第十四項の規定の適用に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営)

第二百二十五条の三 第一百十条の二の規定は、公職の候補者が法第六十四条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、第一百十条の二第二項中「五万四千九百十四円」とあるのは「三万九千七百二十五円」と、「法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「五以内（参議院合同選挙区選挙にあつては、十以内）」と、「第四百四十三条第十四項後段」とあるのは「第六十四条の二第六項後段」と、同条第三項中「五万四千九百十四円」とあるのは「三万九千七百二十五円」と、「法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあり、及び「当該三を乗じて得た数」とあるのは「五（参議院合同選挙区選挙にあつては、十）」と読み替えるものとする。

(再立候補の場合における選挙運動の特例)

第三百三十二条の十二 衆議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙において、公職の候補者たることを辞した者（公職の候補者たることを辞したものとみなされた者を含む。）が再び当該選挙の公職の候補者となつた場合、候補者届出政党の届出に係る候補者であつた者で、当該候補者届出

政党が当該届出を取り下げたもの（当該届出が取り下げられたものとみなされたものを含む。）若しくは当該候補者届出政党の届出が却下されたもの（法第八十六条第九項第三号に掲げる事由により却下されたものを除く。）が再び当該選挙の候補者となった場合又は参議院名簿届出政党等の届出に係る候補者であつた者で公職の候補者たる参議院名簿登載者（法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。以下この項及び次条において同じ。）でなくなつたものが再び当該選挙の候補者たる参議院名簿登載者となつた場合には、その者に係る次に掲げる事項に関する法第四十二条第一項、第四百四十四条第一項、第四百四十九条第一項及び第四項、第五百五十条第六項、第五百五十一条第二項並びに第六十四条の規定の適用については、それぞれ、公職の候補者たることを辞する前（公職の候補者たることを辞したものとみなされる前を含む。次条第一項において同じ。）と再び当該選挙の公職の候補者となつた後、当該候補者届出政党が当該届出を取り下げ前（当該届出が取り下げられたものとみなされる前を含む。次条第一項において同じ。）若しくは当該候補者届出政党の届出が却下される前（法第八十六条第九項第三号に掲げる事由により却下される前を除く。次条第一項において同じ。）と再び当該選挙の候補者となつた後又は公職の候補者たる参議院名簿登載者でなくなる前と再び当該選挙の候補者たる参議院名簿登載者となつた後とを通じて計算するものとす

る。  
一〇七（略）

政党が当該届出を取り下げたもの（当該届出が取り下げられたものとみなされたものを含む。）若しくは当該候補者届出政党の届出が却下されたもの（法第八十六条第九項第三号に掲げる事由により却下されたものを除く。）が再び当該選挙の候補者となつた場合又は参議院名簿届出政党等の届出に係る候補者であつた者で公職の候補者たる参議院名簿登載者

でなくなつ

たものが再び当該選挙の候補者たる参議院名簿登載者となつた場合には、その者に係る次に掲げる事項に関する法第四十二条第一項、第四百四十四条第一項、第四百四十九条第一項及び第四項、第五百五十条第六項、第五百五十一条第二項並びに第六十四条の規定の適用については、それぞれ、公職の候補者たることを辞する前（公職の候補者たることを辞したものとみなされる前を含む。以下この章において同じ。）と再び当該選挙の公職の候補者となつた後、当該候補者届出政党が当該届出を取り下げ前（当該届出が取り下げられたものとみなされる前を含む。以下この章において同じ。）若しくは当該候補者届出政党の届出が却下される前（法第八十六条第九項第三号に掲げる事由により却下される前を除く。以下この章において同じ。）と再び当該選挙の候補者となつた後又は公職の候補者たる参議院名簿登載者でなくなる前と再び当該選挙の候補者たる参議院名簿登載者となつた後とを通じて計算するものとす

- 一 通常葉書の数
- 二 選挙運動のために使用するビラの数
- 三 選挙運動のために使用するポスターの数
- 四 新聞広告の回数

2 前項の場合における再び当該選挙の公職の候補者となつた者（以下この項及び次条において「再立候補者」という。）に対しては、法第百三十一条第三項の規定による標札、法第百四十二条第七項及び第百四十四条第二項の規定による証紙、法第百六十四条の五第三項の規定による標旗並びに法第百七十六条の規定による特殊乗車券又は特殊航空券の交付は、新たに行わないものとする。ただし、再立候補者が法第百七十七条第一項の規定により通常葉書、証紙又は特殊乗車券若しくは特殊航空券を返還した者である場合には、当該再立候補者の請求に基づき、その返還に係るものを再交付するものとする。

五 政見放送の回数  
六 経歴放送の回数  
七 個人演説会の施設の無料使用の回数

2 前項の規定により再び当該選挙の公職の候補者となつた者（以下この章において「再立候補者」という。）に対しては、法第百三十一条第三項の規定による標札、法第百四十二条第七項及び第百四十四条第二項の規定による証紙、法第百六十四条の五第三項の規定による標旗並びに法第百七十六条の規定による特殊乗車券又は特殊航空券の交付は、新たに行わないものとする。ただし、当該再立候補者が法第百七十七条第一項の規定により通常葉書、証紙又は特殊乗車券若しくは特殊航空券を返還したものであるときは、再立候補者の請求に基づき、その返還に係るものを再交付するものとする。

改 正 案	現 行
<p>第百六条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の二まで、第三十五条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項から第四項まで、第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項及び第九十三条第一項に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九条の三、第四章の四、第五章（第五十条第五項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）及び第七項、第五十三条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項及び第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四</p>	<p>第百六条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の二まで、第三十五条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項から第四項まで、第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項及び第九十三条第一項に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九条の三、第四章の四、第五章（第五十条第五項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）及び第七項、第五十三条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項及び第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四</p>

第三項、第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第六項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項から第四項まで、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第八十八条第一項及び第三項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分及び候補者届出政党

）に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百二十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百二十二条の二（同法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百四十二条の三並びに第四百四十六条の規定は、普通地方公共団体の議会

第三項、第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第六項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項から第四項まで、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第八十八条第一項及び第三項（

参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百二十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百二十二条の二（同法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百四十二条の三並びに第四百四十六条の規定は、普通地方公共団体の議会

の解散の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第百八条第一項	設置者が公職の候補者	設置者が普通地方公共団体の議会
	当該公職の候補者の氏名	当該普通地方公共団体の議会の名称、設置者が解散請求代表者である場合には当該解散請求代表者の氏名

第百九条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第九条第一項、第十条、第十一条第三項、第十一条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十八条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第四十一条の二第一項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同法第四十六条第二項及び第三項、第六六十五条の二、第六七十五条第一項並びに第二百一条の十二第二項に関する部分に限る。）、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十四条第三項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第四十六

の解散の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第百八条第一項	設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者が普通地方公共団体の議会である場合においては当該普通地方公共団体の議会の名称、設置者が解散請求代表者である場合においては当該解散請求代表者の氏名

第百九条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第九条第一項、第十条、第十一条第三項、第十一条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十八条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第四十一条の二第一項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同法第四十六条第二項及び第三項、第六六十五条の二、第六七十五条第一項並びに第二百一条の十二第二項に関する部分に限る。）、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十四条第三項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第四十六



条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第五項（同法第四十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。）、第四十九条第七項から第九項まで、第四十九条の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第二項第二号から第四号まで、第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十五条第二項、第七十七条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第九十九条の二まで、第一百条第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで、第一百一条から第一百六条まで、第一百八条、第十一章、第二百二十六条、第二百二十九条、第三百三十条第一項第一号から第三号まで、第三百三十一条第一項第一号から第三号まで及び第三項、第三百三十六条の二第二項、第三百三十九条ただし書、第四百十条の二（選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。）、第四百一条から第四百七条の二まで、第四百八条第二項及び第三項、第四百八条の二から第五十一条の二まで、第五百十一条の五、第五十二条、第六十一条から第六十四条の五まで、第六十六条の七、第六十六条の二、第六十七条から第七十二条の二まで、第七十五条から第七十七条まで、第七十七条まで、第七十八条の二、第七十八条の三、第七十九条第一項及び第三項、第七十九条の二から第九十九条の五、第一百九十七条の二第二項から第五項まで、第九十九条の五、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百一十一

条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第五項（同法第四十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。）、第四十九条第七項から第九項まで、第四十九条の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第二項第二号から第四号まで、第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十五条第二項、第七十七条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第九十九条の二まで、第一百条第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで、第一百一条から第一百六条まで、第一百八条、第十一章、第二百二十六条、第二百二十九条、第三百三十条第一項第一号から第三号まで、第三百三十一条第一項第一号から第三号まで及び第三項、第三百三十六条の二第二項、第三百三十九条ただし書、第四百十条の二（選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。）、第四百一条から第四百七条の二まで、第四百八条第二項及び第三項、第四百八条の二から第五十一条の二まで、第五百十一条の五、第五十二条、第六十一条から第六十四条の五まで、第六十六条の七、第六十六条の二、第六十七条から第七十二条の二まで、第七十五条から第七十七条まで、第七十七条まで、第七十八条の二、第七十八条の三、第七十九条第一項及び第三項、第七十九条の二から第九十九条の五、第一百九十七条の二第二項から第五項まで、第九十九条の五、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百一十一

まで、第二百十三條（訴訟に関する部分を除く。）、第二百十六條、第二百十七條、第二百十九條第一項（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第二十五條から第二十九條まで及び第三十一條に関する部分に限る。）及び第二項、第二百二十條第二項、第二百二十一條第三項第三号及び第四号、第二百二十三條の二、第二百二十四條の二、第二百二十四條の三、第二百三十五條の二第二号及び第三号、第二百三十五條の三、第二百三十五條の四第二号、第二百三十五條の六、第二百三十六條第一項及び第二項、第二百三十六條の二、第二百三十八條の二、第二百三十九條第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條第二項、第二百四十二條第二項、第二百四十三條第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四條第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六條、第二百四十七條、第二百四十九條の二第三項及び第六項、第二百四十九條の五、第二百五十一條から第二百五十一條の五まで、第二百五十二條の二、第二百五十二條の三、第二百五十四條の二、第二百五十五條第四項から第六項まで、第二百五十五條の二から第二百六十二條まで、第二百六十三條、第二百六十四條第一項第一号（公職選挙法第二百六十三條第五号の三、第六号、第十号及び第十一号に掲げる費用に関する部分に限る。）、第二項及び第三項、第二百六十六條から第二百六十八條まで、第二百六十九條の二、第二百七十條第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（同法第四十九條第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十條の二（同法第四十九條第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十一條から第二百七十二條までの規定は、普通地方公共団体の議会の解散の投票については、準用しない。

まで、第二百十三條（訴訟に関する部分を除く。）、第二百十六條、第二百十七條、第二百十九條第一項（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第二十五條から第二十九條まで及び第三十一條に関する部分に限る。）及び第二項、第二百二十條第二項、第二百二十一條第三項第三号及び第四号、第二百二十三條の二、第二百二十四條の二、第二百二十四條の三、第二百三十五條の二第二号及び第三号、第二百三十五條の三、第二百三十五條の四第二号、第二百三十五條の六、第二百三十六條第一項及び第二項、第二百三十六條の二、第二百三十八條の二、第二百三十九條第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條第二項、第二百四十二條第二項、第二百四十三條第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四條第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六條、第二百四十七條、第二百四十九條の二第三項及び第六項、第二百四十九條の五、第二百五十一條から第二百五十一條の五まで、第二百五十二條の二、第二百五十二條の三、第二百五十四條の二、第二百五十五條第四項から第六項まで、第二百五十五條の二から第二百六十二條まで、第二百六十三條、第二百六十四條第一項第一号（公職選挙法第二百六十三條第五号の三、第六号、第十号及び第十一号に掲げる費用に関する部分に限る。）、第二項及び第三項、第二百六十六條から第二百六十八條まで、第二百六十九條の二、第二百七十條第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（同法第四十九條第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十條の二（同法第四十九條第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十一條から第二百七十二條までの規定は、普通地方公共団体の議会の解散の投票については、準用しない。

第百十四条 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條の二まで、第三十五條第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十四條まで、第四十四條の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五條、第四十六條、第四十八條第一項から第四項まで、第四十八條の二、第四章の二（第四十八條の三（同令第四十九條の五第二項及び第九十三條第一項に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九條の三、第四章の四、第五章（第五十條第五項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に限る。）及び第七項、第五十三條第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九條の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五條第六項及び第七項、同令第八項及び第九項（公職選挙法第四十九條第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六條第七項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九條の第三項（在外投票に関する部分に限る。）、同令第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九條の四第三項及び第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九條の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九條の五の四第三項、第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九條の六から第五十九條の八まで、第六十條第二項（同法第四十九條第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一條第一項（在外選挙人

第百十四条 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條の二まで、第三十五條第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十四條まで、第四十四條の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五條、第四十六條、第四十八條第一項から第四項まで、第四十八條の二、第四章の二（第四十八條の三（同令第四十九條の五第二項及び第九十三條第一項に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九條の三、第四章の四、第五章（第五十條第五項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）及び第七項、第五十三條第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九條の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五條第六項及び第七項、同令第八項及び第九項（公職選挙法第四十九條第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六條第七項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九條の第三項（在外投票に関する部分に限る。）、同令第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九條の四第三項及び第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九條の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九條の五の四第三項、第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九條の六から第五十九條の八まで、第六十條第二項（同法第四十九條第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一條第一項（在外選挙人

名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第六項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項から第四項まで、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第八十八条第一項及び第三項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分及び候補者届出政党

に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百四十二条の三、第四百四十四条並びに第四百四十六条の規定は、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第六項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項から第四項まで、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第八十八条第一項及び第三項（

参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百四十二条の三、第四百四十四条並びに第四百四十六条の規定は、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	設置者が公職の候補者	設置者
第百八条第一項	設置者が公職の候補者 である場合には当該公職の候補者の氏名	設置者の氏名

第百七十七条 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條の二まで、第三十五條第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十四條まで、第四十四條の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五條、第四十六條、第四十八條第一項から第四項まで、第四十八條の二、第四章の二（第四十八條の三（同令第四十九條の五第二項及び第九十三條第一項に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九條の三、第四章の四、第五章（第五十條第五項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）及び第七項、第五十三條第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九條の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五條第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九條第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六條第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議

(略)	設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者の氏名
第百八条第一項	設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者の氏名

第百七十七条 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條の二まで、第三十五條第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十四條まで、第四十四條の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五條、第四十六條、第四十八條第一項から第四項まで、第四十八條の二、第四章の二（第四十八條の三（同令第四十九條の五第二項及び第九十三條第一項に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九條の三、第四章の四、第五章（第五十條第五項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）及び第七項、第五十三條第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九條の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五條第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九條第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六條第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議

院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の第三項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の第三項及び第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第六項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に係る部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に係る部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項から第四項まで、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第百八条第一項及び第三項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分及び候補者届出政党

院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の第三項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の第三項及び第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第六項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に係る部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に係る部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項から第四項まで、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第百八条第一項及び第三項（

参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院名簿届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政

に関する部分を除く。)、第二百二十九条第一項、第三百三十一條第一項、第二項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、及び第三項、第三百三十一條の二、第四百四十二條第一項(同法第四十九條第一項の規定による投票に関する部分に限る。)、及び第二項、第四百四十二條の二(同法第四十九條第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。)、第四百四十二條の三並びに第四百四十六條の規定は、普通地方公共団体の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第百八条第一項	設置者が公職の候補者	設置者の氏名
	である場合には当該公職の候補者の氏名	の氏名

第百八十七條 地方自治法第二百六十二條第一項の規定により、同法第二百六十一條第三項の賛否の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第九条第一項、第十条、第十一条第三項、第十一条の二、第十二條第一項、第二項及び第四項、第十三條から第十六條まで、第二十条から第三十五條まで、第三十七條第三項及び第四項、第三十八條第三項、第四十一條の二第一項(選挙区に関する部分に限る

党等に関する部分を除く。)、第二百二十九條第一項、第三百三十一條第一項、第二項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、及び第三項、第三百三十一條の二、第四百四十二條第一項(同法第四十九條第一項の規定による投票に関する部分に限る。)、及び第二項、第四百四十二條の二(同法第四十九條第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。)、第四百四十二條の三並びに第四百四十六條の規定は、普通地方公共団体の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第百八条第一項	設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者の氏名

第百八十七條 地方自治法第二百六十二條第一項の規定により、同法第二百六十一條第三項の賛否の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第九条第一項、第十条、第十一条第三項、第十一条の二、第十二條第一項、第二項及び第四項、第十三條から第十六條まで、第二十条から第三十五條まで、第三十七條第三項及び第四項、第三十八條第三項、第四十一條の二第一項(選挙区に関する部分に限る

。及び第五項（同法第四十六条第二項及び第三項、第六十五条の二、第七十五条第一項並びに第二百一条の十二第二項に関する部分に限る。）、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十四条第三項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第五項（同法第四十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。）、第四十九条第七項から第九項まで、第四十九条の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで、第八項ただし書及び第九項、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第八項本文及び第十項に関する部分を除く。）、第七十七条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第九章、第九十五条から第九十六条まで、第九十八条、第十一章、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十九条から第三百三十四条まで、第三百三十六条の二第二項、第三百三十七条の三、第三百三十九条ただし書、第四百十条の二（選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。）、第四百四十一条から第四百四十七条の二まで、第四百四十八条第二項及び第三項、第四百四十八条の二から第四百五十一条の二まで、第四百五十一条の五、第四百五十二条、第四百六十一条から第四百六十四条の五まで、第四百六十四条の七、第四百六十五条の二、第四百六十七条から第四百七十二条の二まで、第四百七十五条から第四百七十八条の三まで、第四百七十九条第一項及び第三項、第四百七十九条の二から第四百九十七条まで

。及び第五項（同法第四十六条第二項及び第三項、第六十五条の二、第七十五条第一項並びに第二百一条の十二第二項に関する部分に限る。）、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十四条第三項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第五項（同法第四十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。）、第四十九条第七項から第九項まで、第四十九条の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで、第八項ただし書及び第九項、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第八項本文及び第十項に関する部分を除く。）、第七十七条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第九章、第九十五条から第九十六条まで、第九十八条、第十一章、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十九条から第三百三十四条まで、第三百三十六条の二第二項、第三百三十七条の三、第三百三十九条ただし書、第四百十条の二（選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。）、第四百四十一条から第四百四十七条の二まで、第四百四十八条第二項及び第三項、第四百四十八条の二から第四百五十一条の二まで、第四百五十一条の五、第四百五十二条、第四百六十一条から第四百六十四条の五まで、第四百六十四条の七、第四百六十五条の二、第四百六十七条から第四百七十二条の二まで、第四百七十五条から第四百七十八条の三まで、第四百七十九条第一項及び第三項、第四百七十九条の二から第四百九十七条まで



、第百九十七条の二第二項から第五項まで、第百九十九条の二から第百九十九条の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十六条、第二百十七条、第二百九条第一項（行政事件訴訟法第二十五条から第二十九条まで及び第三十一条に関する部分に限る。）及び第二項、第二百二十条第二項、第二百二十一条第三項、第二百二十二条から第二百二十三条の二まで、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十五条、第二百三十五条の二第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第二号及び第二項、第二百三十九条の二第二項、第二百四十条、第二百四十一条第一号、第二百四十二条、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三條の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項から第六項まで、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三条、第二百六十四条第一項から第三項まで、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（公職選挙法第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十条の二（同法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十一条から第二百七十二条までの規定は、地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票については、準用しない。

、第百九十七条の二第二項から第五項まで、第百九十九条の二から第百九十九条の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十六条、第二百十七条、第二百九条第一項（行政事件訴訟法第二十五条から第二十九条まで及び第三十一条に関する部分に限る。）及び第二項、第二百二十条第二項、第二百二十一条第三項、第二百二十二条から第二百二十三条の二まで、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十五条、第二百三十五条の二第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第二号及び第二項、第二百三十九条の二第二項、第二百四十条、第二百四十一条第一号、第二百四十二条、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三條の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項から第六項まで、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三条、第二百六十四条第一項から第三項まで、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（公職選挙法第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十条の二（同法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十一条から第二百七十二条までの規定は、地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票については、準用しない。

第二百十三條の五 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條まで、第三十五條第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十四條まで、第四十四條の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五條、第四十六條、第四十八條第一項から第四項まで、第四十八條の二、第四章の二（第四十八條の三（同令第四十九條の五第二項、第九十三條第一項及び第四百四條に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九條の三、第四章の四、第五章（第五十條第五項及び第七項、第五十三條第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九條の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五條第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九條第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六條第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九條の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九條の四第三項、同条第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九條の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九條の五の四第三項、同条第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九條の六から第五十九條の八まで、第六十條第二項（同法第四十九條第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一條第一項（

第二百十三條の五 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條まで、第三十五條第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十四條まで、第四十四條の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五條、第四十六條、第四十八條第一項から第四項まで、第四十八條の二、第四章の二（第四十八條の三（同令第四十九條の五第二項、第九十三條第一項及び第四百四條に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九條の三、第四章の四、第五章（第五十條第五項及び第七項、第五十三條第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九條の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五條第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九條第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六條第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九條の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九條の四第三項、同条第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九條の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九條の五の四第三項、同条第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九條の六から第五十九條の八まで、第六十條第二項（同法第四十九條第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一條第一項（

在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第六項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項から第四項まで、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第三項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分及び候補者届出政党

に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百四十二条の三並びに第四百四十六条第二項の規定並びに都道府県加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二並びに第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）の規定は、広域連合の議会の解散の投票について準用する。この場合において

在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第六項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項から第四項まで、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第三項（

参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百四十二条の三並びに第四百四十六条第二項の規定並びに都道府県加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二並びに第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）の規定は、広域連合の議会の解散の投票について準用する。この場合において

、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第百八条第一項	設置者が公職の候補者	設置者が広域連合の議会
	当該公職の候補者の氏名	当該広域連合の議会の名称、設置者が解散請求代表者である場合には当該解散請求代表者の氏名

2 前項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法施行令の規定を準用する場合には、同令の規定中道府県の議会の議員及び長の選挙に関する部分は広域連合の議会の解散の投票に関する規定、都道府県の選挙管理委員会に関する部分（同令第五十五条第二項及び第四項第二号を除く。）は広域連合の選挙管理委員会に関する規定とみなす。

第二百十三条の七 地方自治法第二百九十一条の六第七項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第九条、第十条、第十一条第三項、第十一条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十八条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第四十一条の二第一項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同法第四十

、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第百八条第一項	設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者が広域連合の議会である場合においては当該広域連合の議会の名称、設置者が解散請求代表者である場合においては当該解散請求代表者の氏名

2 前項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法施行令の規定を準用する場合には、同令の規定中道府県の議会の議員及び長の選挙に関する部分は広域連合の議会の解散の投票に関する規定、都道府県の選挙管理委員会に関する部分（同令第五十五条第二項及び第四項第二号を除く。）は広域連合の選挙管理委員会に関する規定とみなす。

第二百十三条の七 地方自治法第二百九十一条の六第七項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第九条、第十条、第十一条第三項、第十一条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十八条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第四十一条の二第一項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同法第四十

六条第二項及び第三項、第六十五條の二、第七十五條第一項並びに第二百一十條の十二第二項に関する部分に限る。）、第四十二條（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十四條第三項（都道府県の加入する広域連合にあつては、引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第四十六條第二項及び第三項、第四十六條の二第二項（同法第六十八條第一項第二号及び第五号、第八十六條の四並びに第二百二十六條に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八條の二第五項（同法第四十六條第二項及び第三項に関する部分に限る。）、第四十九條第七項から第九項まで、第四十九條の二、第五十五條（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十六條（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十一條第三項及び第四項、第六十二條第二項第二号から第四号まで、第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八條第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八條の二、第六十八條の三、第七十五條第二項、第七十七條第二項、第八十一條、第八十四條後段、第八十六條から第九十九條の二まで、第一百條第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで、第一百一條から第一百六條まで、第一百八條、第十一章、第十二章、第一百二十九條、第三十條第一項第一号から第三号まで、第一百三十一條第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに第三項、第三十六條の二第二項、第三十九條ただし書、第四十條の二（選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。）、第四十一條から第四十七條の二まで、第四十八條第二項及び第三項、第四十八條の二から第五十一條の二まで、第五十一條の五、第五十二條、第六十一條から第六十四條の五まで、第六十四條の七、第六十五條の二、第六十七條から第七十二條の二まで、第七十五條から第七

六条第二項及び第三項、第六十五條の二、第七十五條第一項並びに第二百一十條の十二第二項に関する部分に限る。）、第四十二條（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十四條第三項（都道府県の加入する広域連合にあつては、引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第四十六條第二項及び第三項、第四十六條の二第二項（同法第六十八條第一項第二号及び第五号、第八十六條の四並びに第二百二十六條に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八條の二第五項（同法第四十六條第二項及び第三項に関する部分に限る。）、第四十九條第七項から第九項まで、第四十九條の二、第五十五條（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十六條（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十一條第三項及び第四項、第六十二條第二項第二号から第四号まで、第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八條第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八條の二、第六十八條の三、第七十五條第二項、第七十七條第二項、第八十一條、第八十四條後段、第八十六條から第九十九條の二まで、第一百條第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで、第一百一條から第一百六條まで、第一百八條、第十一章、第十二章、第一百二十九條、第三十條第一項第一号から第三号まで、第一百三十一條第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに第三項、第三十六條の二第二項、第三十九條ただし書、第四十條の二（選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。）、第四十一條から第四十七條の二まで、第四十八條第二項及び第三項、第四十八條の二から第五十一條の二まで、第五十一條の五、第五十二條、第六十一條から第六十四條の五まで、第六十四條の七、第六十五條の二、第六十七條から第七十二條の二まで、第七十五條から第七

十七条まで、第七十八條の二、第七十八條の三、第七十九條第一項及び第三項、第七十九條の二から第九十七條まで、第九十七條の二第二項から第五項まで、第九十九條の五、第十四章の二、第十四章の三、第二百二條第二項、第二百四條、第二百五條第二項から第五項まで、第二百六條第二項、第二百八條、第二百九條第二項、第二百九條の二から第二百一十一條まで、第二百一十三條（訴訟に関する部分を除く。）、第二百一十六條、第二百一十七條、第二百一十九條第一項（行政事件訴訟法第二十五條から第二十九條まで及び第三十一條に関する部分に限る。）、及び第二項、第二百二十條第二項、第二百二十一條第三項第三号及び第四号、第二百二十三條の二、第二百二十四條の二、第二百二十四條の三、第二百三十五條の二第二号及び第三号、第二百三十五條の三、第二百三十五條の四第二号、第二百三十五條の六、第二百三十六條第一項及び第二項、第二百三十六條の二、第二百三十八條の二、第二百三十九條第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條第二項、第二百四十二條第二項、第二百四十三條第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四條第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六條、第二百四十七條、第二百四十九條の二第三項及び第六項、第二百四十九條の五、第二百五十一條から第二百五十一條の五まで、第二百五十二條の二、第二百五十二條の三、第二百五十四條の二、第二百五十五條第四項から第六項まで、第二百五十五條の二から第二百六十二條まで、第二百六十三條、第二百六十四條第一項第一号（公職選挙法第二百六十三條第五号の三、第六号、第十号及び第十一号に掲げる費用に関する部分に限る。）及び第二項から第四項まで、第二百六十六條から第二百六十八條まで、第二百六十九條の二、第二百七十條第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同條第二項（同法第四十九條第一項及び第四項の規定による投票に関する

十七條まで、第七十八條の二、第七十八條の三、第七十九條第一項及び第三項、第七十九條の二から第九十七條まで、第九十七條の二第二項から第五項まで、第九十九條の五、第十四章の二、第十四章の三、第二百二條第二項、第二百四條、第二百五條第二項から第五項まで、第二百六條第二項、第二百八條、第二百九條第二項、第二百九條の二から第二百一十一條まで、第二百一十三條（訴訟に関する部分を除く。）、第二百一十六條、第二百一十七條、第二百一十九條第一項（行政事件訴訟法第二十五條から第二十九條まで及び第三十一條に関する部分に限る。）、及び第二項、第二百二十條第二項、第二百二十一條第三項第三号及び第四号、第二百二十三條の二、第二百二十四條の二、第二百二十四條の三、第二百三十五條の二第二号及び第三号、第二百三十五條の三、第二百三十五條の四第二号、第二百三十五條の六、第二百三十六條第一項及び第二項、第二百三十六條の二、第二百三十八條の二、第二百三十九條第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條第二項、第二百四十二條第二項、第二百四十三條第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四條第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六條、第二百四十七條、第二百四十九條の二第三項及び第六項、第二百四十九條の五、第二百五十一條から第二百五十一條の五まで、第二百五十二條の二、第二百五十二條の三、第二百五十四條の二、第二百五十五條第四項から第六項まで、第二百五十五條の二から第二百六十二條まで、第二百六十三條、第二百六十四條第一項第一号（公職選挙法第二百六十三條第五号の三、第六号、第十号及び第十一号に掲げる費用に関する部分に限る。）及び第二項から第四項まで、第二百六十六條から第二百六十八條まで、第二百六十九條の二、第二百七十條第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同條第二項（同法第四十九條第一項及び第四項の規定による投票に関する

部分を除く。）、第二百七十条の二（同法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十一条から第二百七十二条までの規定は、広域連合の議会の解散の投票については、準用しない。

第二百十四条の四 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項から第四項まで、第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項、第九十三条第一項及び第四百四条に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九条の三、第四章の四、第五章（第五十条第五項及び第七項、第五十三条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、同条第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条

部分を除く。）、第二百七十条の二（同法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十一条から第二百七十二条までの規定は、広域連合の議会の解散の投票については、準用しない。

第二百十四条の四 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項から第四項まで、第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項、第九十三条第一項及び第四百四条に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九条の三、第四章の四、第五章（第五十条第五項及び第七項、第五十三条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、同条第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条

の五の四第三項、同条第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第六項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第二項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項から第四項まで、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第三項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分及び候補者届出政党

に関する部分を除く。）、第三百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百四十二条の三並びに第四百四十六条第二項の規定並びに都道府県の

の五の四第三項、同条第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第六項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第二項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項から第四項まで、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第三項（

衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第三百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百四十二条の三並びに第四百四十六条第二項の規定並びに都道府県の

衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第三百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百四十二条の三並びに第四百四十六条第二項の規定並びに都道府県の



加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二並びに第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）の規定は、広域連合の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第百八条第一項	設置者が公職の候補者	設置者
	である場合には当該公職の候補者の氏名	の氏名

第二百十五条の四 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項から第四項まで、第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項、第九十三条第一項及び第四百四条に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九条の三、第四章の四、第五章（第五十条第五項及び第七項、第五十三条第一項（引き続き都道府県の区域内に住

加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二並びに第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）の規定は、広域連合の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第百八条第一項	設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者の氏名

第二百十五条の四 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項から第四項まで、第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項、第九十三条第一項及び第四百四条に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九条の三、第四章の四、第五章（第五十条第五項及び第七項、第五十三条第一項（引き続き都道府県の区域内に住

所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、同条第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、同条第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第六項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十

所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、同条第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、同条第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第六項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十

七条、第七十八条第一項から第四項まで、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第三項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分及び候補者届出政党

に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百四十二条の三並びに第四百四十六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二並びに第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）の規定は、広域連合の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第百八条第一項	設置者が公職の候補者	設置者の氏名
	である場合には当該公職の候補者の氏名	の氏名

七条、第七十八条第一項から第四項まで、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第三項（

参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百四十二条の三並びに第四百四十六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二並びに第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）の規定は、広域連合の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第百八条第一項	設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者の氏名

改 正 案	現 行
<p>（公職選挙法の規定のうち準用しないもの）</p> <p>第十九条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十一条の二第一項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同項の表次条第一項ただし書、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十六条の二第一項及び第四十八条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）、第百三十二条及び第百六十五条の二の項及び第二百一条の十二第二項の項に係る部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第五項（同項の表第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十九条第七項から第九項まで、第四十九条の二、第五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項ま</p>	<p>（公職選挙法の規定のうち準用しないもの）</p> <p>第十九条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十一条の二第一項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同項の表次条第一項ただし書、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十六条の二第一項及び第四十八条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）、第百三十二条及び第百六十五条の二の項及び第二百一条の十二第二項の項に係る部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第五項（同項の表第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十九条第七項から第九項まで、第四十九条の二、第五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項ま</p>

で及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条、第七十三条（同法第五十七条第二項に関する部分に限る。）、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに関する部分に限る。）、第七十七条第二項、第八十条第三項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第八十六条まで、第八十一条、第十一章、第十二章、第二百二十九条から第三十四条まで、第三十六条の二第二項、第三百三十九条ただし書、第四百一条から第四十七条の二まで、第四百四十八条第二項及び第三項、第四百四十八条の二から第四百五十一条の二まで、第四百五十一条の五、第四百五十二条、第四百六十一条から第四百六十四条の五まで、第四百六十四条の七、第四百六十五条の二、第四百六十六条ただし書、第四百六十七条から第七十二条の二まで、第七十五条第一項ただし書及び第三項から第十項まで、第七十六条から第七十七条の二から第七十七条の三まで、第七十九条第一項及び第三項、第七十九条の二から第九十七条まで、第九十九条の二から第九十九条の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二十一条まで、第二百十四条、第二百十七条、第二百十九条第二項、第二百二十条第二項、第三項後段及び第四項、第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百三十四条の二、第二百三十四条の二、第二百三十四条の三、第二百三十四条（同法第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項及び第二百二十三条第三項に関する部分に限る。）、第二百三十五条の二第一号（同法第二百一十五条の十五に関する部分に限る。）、第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二

で及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十二条、第七十三条（同法第五十七条第二項に関する部分に限る。）、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに関する部分に限る。）、第七十七条第二項、第八十条第三項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第八十六条まで、第八十一条、第十一章、第十二章、第二百二十九条から第三十四条まで、第三十六条の二第二項、第三百三十九条ただし書、第四百一条から第四十七条の二まで、第四百四十八条第二項及び第三項、第四百四十八条の二から第四百五十一条の二まで、第四百五十一条の五、第四百五十二条、第四百六十一条から第四百六十四条の五まで、第四百六十四条の七、第四百六十五条の二、第四百六十六条ただし書、第四百六十七条から第七十二条の二まで、第七十五条第一項ただし書及び第三項から第八項まで、第七十六条から第七十七条の二から第七十七条の三まで、第七十九条第一項及び第三項、第七十九条の二から第九十七条まで、第九十九条の二から第九十九条の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二十一条まで、第二百十四条、第二百十七条、第二百十九条第二項、第二百二十条第二項、第三項後段及び第四項、第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百三十四条の二、第二百三十四条の二、第二百三十四条の三、第二百三十四条（同法第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項及び第二百二十三条第三項に関する部分に限る。）、第二百三十五条の二第一号（同法第二百一十五条の十五に関する部分に限る。）、第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二

項、第二百三十六條の二、第二百三十八條の二、第二百三十九條第一項第二号及び第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條、第二百四十一條第一号、第二百四十二條、第二百四十三條第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四條第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五條から第二百四十七條まで、第二百四十九條の二から第二百四十九條の五まで、第二百五十條（同法第二百四十八條及び第二百四十九條に関する部分を除く。）、第二百五十一條から第二百五十二條の三まで、第二百五十三條の二から第二百五十四條の二まで、第二百五十五條第四項から第六項まで、第二百五十五條の二から第二百六十四條まで、第二百六十六條第一項後段及び第二項、第二百六十七條、第二百六十八條、第二百六十九條後段、第二百六十九條の二、第二百七十條第一項ただし書、第二百七十一條から第二百七十一條の五まで並びに第二百七十五條の規定は、準用しない。

（公職選挙法を準用する場合の読替え）

第二十條 法第五條第三十二項の規定により法第四條第十四項の規定による投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第七十五條第一項	各選挙につき、その選挙の当日、衆議院議員の選挙にあつては	合併協議会設置協議についての投票の当日、

項、第二百三十六條の二、第二百三十八條の二、第二百三十九條第一項第二号及び第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條、第二百四十一條第一号、第二百四十二條、第二百四十三條第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四條第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五條から第二百四十七條まで、第二百四十九條の二から第二百四十九條の五まで、第二百五十條（同法第二百四十八條及び第二百四十九條に関する部分を除く。）、第二百五十一條から第二百五十二條の三まで、第二百五十三條の二から第二百五十四條の二まで、第二百五十五條第四項から第六項まで、第二百五十五條の二から第二百六十四條まで、第二百六十六條第一項後段及び第二項、第二百六十七條、第二百六十八條、第二百六十九條後段、第二百六十九條の二、第二百七十條第一項ただし書、第二百七十一條から第二百七十一條の五まで並びに第二百七十五條の規定は、準用しない。

（公職選挙法を準用する場合の読替え）

第二十條 法第五條第三十二項の規定により法第四條第十四項の規定による投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第七十五條第一項	各選挙につき、その選挙の当日、衆議院議員の選挙にあつては	合併協議会設置協議についての投票の当日、

投票所内の投票の記載をする場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の揭示並びに投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の揭示を、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議
--

投票所内の投票の記載をする場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の揭示並びに投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の揭示を、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名
--

(略)						
(略)	<p>院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位。次項において同じ。）</p>	<p>の揭示を、その他の選挙にあつては</p>				
(略)	<p>合併協議会設置協議の内容</p>					
(略)						
(略)	<p>公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称。以下この条において同じ。）</p>	<p>の揭示を、その他の選挙にあつては</p>				
(略)	<p>合併協議会設置協議の内容</p>					



改 正 案	現 行
<p>（公職選挙法の規定のうち準用しないもの）</p> <p>第五条 法第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第三項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十一条の二第一項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同項の表次条第一項ただし書、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十六条の二第一項及び第四十八条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）、第三百三十二条及び第六十五条の二の項及び第二百一条の十二第二項の項に係る部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第五項（同項の表第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十九条第七項から第九項まで、第四十九条の二、第五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第</p>	<p>（公職選挙法の規定のうち準用しないもの）</p> <p>第五条 法第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第三項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十一条の二第一項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同項の表次条第一項ただし書、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十六条の二第一項及び第四十八条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）、第三百三十二条及び第六十五条の二の項及び第二百一条の十二第二項の項に係る部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第五項（同項の表第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十九条第七項から第九項まで、第四十九条の二、第五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第</p>



二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第二号及び第二項、第二百三十九条の二第二項、第二百四十条、第二百四十一条第一号、第二百四十二条、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十条（同法第二百四十八条及び第二百四十九条に関する部分を除く。）、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三条の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項から第六項まで、第二百五十五条の二から第二百六十三条まで、第二百六十四条第二項から第四項まで、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条後段、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項ただし書、第二百七十一条から第二百七十一条の五まで並びに第二百七十五条の規定は、準用しない。

（公職選挙法を準用する場合の読替え）

第六条 法第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第七十五 条第一項	各選挙につき、その選挙の当日、衆議院	特別区の設置についての投票の当日、 （比例代表選出）議

二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第二号及び第二項、第二百三十九条の二第二項、第二百四十条、第二百四十一条第一号、第二百四十二条、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十条（同法第二百四十八条及び第二百四十九条に関する部分を除く。）、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三条の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項から第六項まで、第二百五十五条の二から第二百六十三条まで、第二百六十四条第二項から第四項まで、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条後段、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項ただし書、第二百七十一条から第二百七十一条の五まで並びに第二百七十五条の規定は、準用しない。

（公職選挙法を準用する場合の読替え）

第六条 法第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第七十五 条第一項	各選挙につき、その選挙の当日、衆議院	特別区の設置についての投票の当日、 （比例代表選出）議

<p>員の選挙にあつては 投票所内の投票の記 載をする場所に衆議 院名簿届出政党等の 名称及び略称の揭示 並びに投票所内のそ の他の適当な箇所に 衆議院名簿届出政党 等の名称及び略称並 びに衆議院名簿登載 者の氏名及び当選人 となるべき順位の掲 示を、参議院（比例 代表選出）議員の選 挙にあつては投票所 内の投票の記載をす る場所その他適当な 箇所に参議院名簿届 出政党等の名称及び 略称並びに参議院名 簿登載者の氏名（第 八十六条の三第一項 後段の規定により優 先的に当選人となる べき候補者としてそ の氏名及び当選人と</p>
--

<p>員の選挙にあつては 投票所内の投票の記 載をする場所に衆議 院名簿届出政党等の 名称及び略称の揭示 並びに投票所内のそ の他の適当な箇所に 衆議院名簿届出政党 等の名称及び略称並 びに衆議院名簿登載 者の氏名及び当選人 となるべき順位の掲 示を、参議院（比例 代表選出）議員の選 挙にあつては投票所 内の投票の記載をす る場所その他適当な 箇所に参議院名簿届 出政党等の名称及び 略称並びに参議院名 簿登載者の氏名</p>
--

<p>なるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位。次項において同じ。）の掲示を、その他の選挙にあつては</p>	<p>公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称。以下この条において同じ。）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>の掲示を、その他の選挙にあつては</p>	<p>公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称。以下この条において同じ。）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第七十五 条第二項</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第七十五 条第二項</p>	<p>各選挙（当該市町村の全部又は一部の区域が含まれる区域を区域として行われるものに限る。）につき、当該選挙の期日の公示又は</p>	<p>特別区の設置についての投票の期日</p>	<p>（略）</p>

(略)			
(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

(略)			
(略)	<p>選挙の期日の前日</p> <p>、衆議院（比例代表 選出）議員の選挙に あつては衆議院名簿 届出政党等の名称及 び略称の揭示を、参 議院（比例代表選出 ）議員の選挙にあつ ては参議院名簿届出 政党等の名称及び略 称並びに参議院名簿 登載者の氏名の揭示 を、その他の選挙に あつては公職の候補 者の氏名及び党派別</p>	<p>当該期日の前日</p> <p>において、特別区設置協定書を閲覧 に供し、及びその要旨</p>	
(略)			